

# 福岡県内全市町村は

給与所得者（従業員）の方々の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため

## 個人住民税の特別徴収を徹底しています

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、法令（地方税法第321条の4及び市町村条例）により、特別徴収義務者として指定され、従業員の方の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

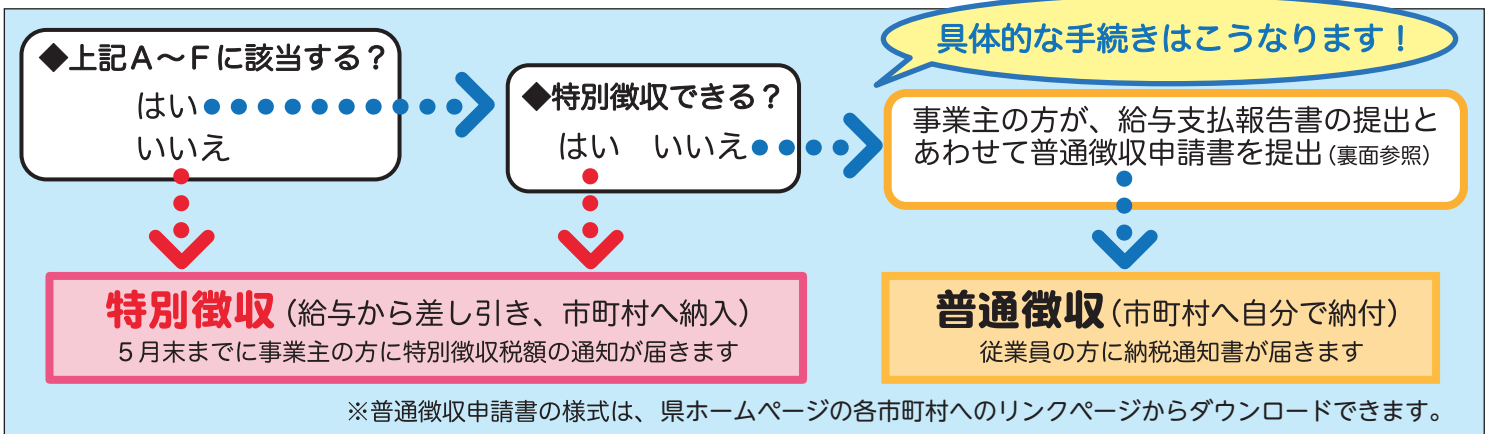
### 特別徴収制度による事務の流れ・手続き



原則として全ての従業員の方が対象となりますが、次の「特別徴収を行わないことができる者」に該当し、特別徴収することが困難な従業員の方がいる場合は、事業主の方からの「普通徴収申請書」による申し出により、特別徴収を行わないことができます。

### 特別徴収を行わないことができる者

- ① 次の条件に該当する給与所得者（従業員）の個人住民税
    - A 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
    - B 給与の支払いがない月がある者
    - C 年間の給与の支払金額が、930,000円以下である者
    - D 他から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
    - E 事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）
  - ② 次の条件に該当する給与支払者（事業主）
    - F 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする者。または、他市町村を含む給与受給者総数が2人以下である者
- 給与受給者総数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者数です。ただし、左記A～Eの給与所得者の要件に該当する者を除く人数となります。



#### ■お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班  
☎092・643・3049

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください  
「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進 検索

# 普通徴収申請書による手続きについて

表面に記載している「特別徴収を行わないことができる者」に該当し、かつ、特別徴収を行うことができない場合は、給与支払報告書(※)を提出する際、下記のとおり「普通徴収申請書」による手続きをお願いします。

**【注意】** 当該申請書による申し出がない場合、普通徴収の取扱いとする従業員の方の確認ができないため、特別徴収となります。

## (※) 給与支払報告書

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主の方で、所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、給与の支払いを受けている従業員の方が1月1日現在お住いの市町村に給与支払報告書を提出する義務があります。

提出期限	毎年1月31日まで(土・日曜日の場合は翌開庁日)
提出する書類	給与支払報告書(個人別明細書) 給与支払報告書(総括表) <b>普通徴収申請書(特別徴収することが困難な従業員がいる場合、必ず提出)</b>

## 1. 給与支払報告書(個人別明細書)へ略号(A~F)を記載

○退職者や5月31日までの退職予定者など、裏面の「普通徴収申請書」に記載した要件に該当し、特別徴収することが困難な従業員の方がいる場合は、摘要欄に当該申請書の略号を記載してください。

※eLTAXや光ディスクで提出する場合は、摘要欄の項目に当該申請書の略号を入力してください。また、普通徴収の項目へのチェックも必ず行ってください。

給与支払報告書(個人別明細書)のフォーマット。摘要欄にAに該当と記載されている箇所が赤枠で囲まれている。

## 2. 「普通徴収申請書」を給与支払報告書(総括表、個人別明細書)とあわせて提出

普通徴収申請書(福岡県内市町村用) 指定番号 \_\_\_\_\_

〇〇市町村 長 宛 事業主名 \_\_\_\_\_

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末まで)	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者(乙欄該当者)	人
E	事業専従者(事業主が個人の場合のみ該当)	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA~Eの該当者を除く人数	人
	普通徴収申請書 合計人数	人

◆重要

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA~Fを記入してください。
- 上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- 普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。(※記載要領もご確認ください。)
- この申請書が提出された場合でも、要件に該当しないと認められるときは特別徴収義務者として指定することがあります。

○上記1.で、個人別明細書の摘要欄に記載した略号毎の人数を記入します。

※eLTAXや光ディスクで提出する場合は、この申請書の提出は不要です。